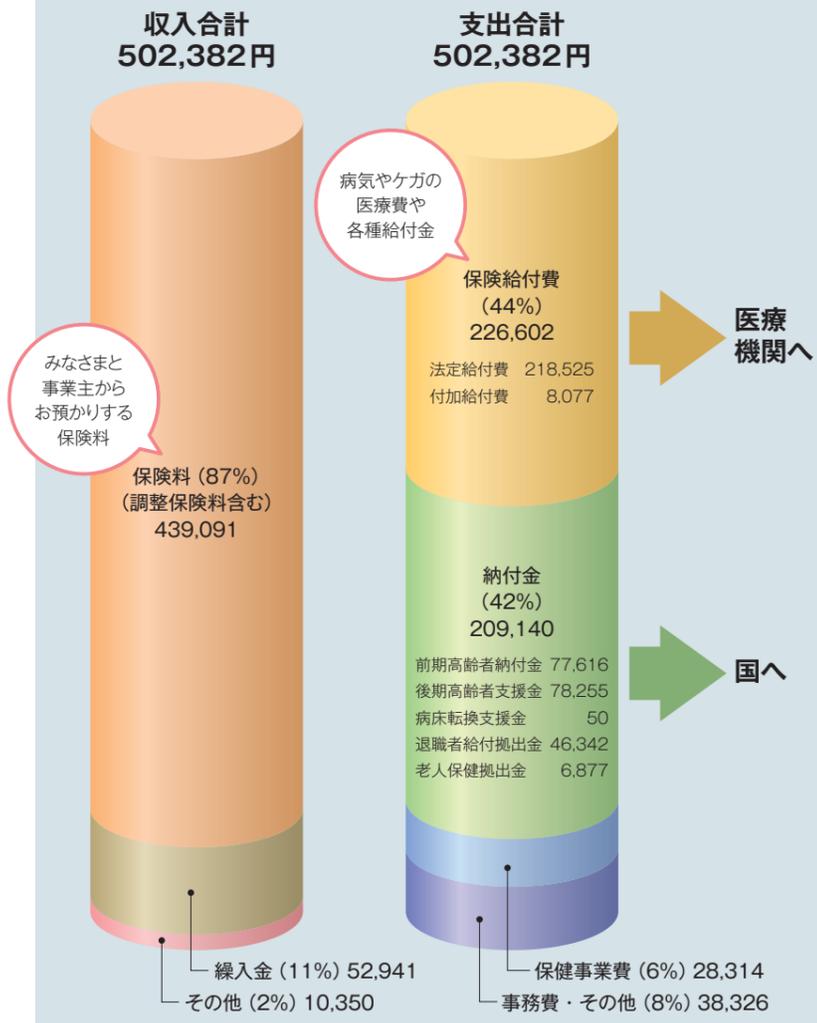


健康保険

平成20年度健康保険予算のあらまし

(被保険者1人当たり) (単位:円)



予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 — 8,500人
 - 男 5,947人
 - 女 2,553人
- 平均標準報酬月額 — 459,500円
 - 男 523,200円
 - 女 311,200円
- 平均標準賞与額 — 1,838千円
- 平均年齢 — 39.60歳
 - 男 41.80歳
 - 女 34.70歳
- 被扶養者数 — 9,685人
- 扶養率 — 1.16人
- 前期高齢者加入率 — 0.87%
- 保険料率(調整保険料率含む) — 千分の60
 - 事業主 千分の33
 - 被保険者 千分の27



介護保険

平成20年度予算のあらまし

	科目	被保険者1人当たり額(円)
収入	介護保険料	84,126
	繰入金	3,795
	合計	87,921
支出	介護納付金	87,842
	介護保険料還付金	79
	合計	87,921

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数+被扶養者数 — 5,399人
- 被保険者数 — 3,598人
- 平均標準報酬月額 — 565,000円
- 平均標準賞与額 — 2,147千円
- 介護保険料率 — 千分の10
 - 事業主 千分の5
 - 被保険者 千分の5

平成20年度予算と事業計画が決まりました

納付金の負担増で厳しい健保財政... みなさまの健康管理でご協力を

みなさまとご家族の健康な毎日を応援する豊田通商健康保険組合の平成20年度予算と事業計画がまとまりましたのでお知らせします。

制度改革総仕上げの年

みなさまもご承知のように今年度は、平成18年10月より段階的に実施されている医療制度改革の総仕上げの年にあたり、4月からは、メタボリックシンドローム予防に着眼した「特定健診・特定保健指導」、増え続ける高齢者の医療を支えるための「前期高齢者医療制度」「後期高齢者医療制度」といった新しい制度がスタートしています。また、政府管掌健康保険の赤字補填先として、健保組合にその財源を求めることがほぼ決定しており、財政的には非常に厳しい状況が予想されます。

高齢者医療制度の納付金・支援金が財政を圧迫

そのような中、当組合の平成20年度予算は、総額42億7,025万1千円でみなさまの健康をお守りすることになりました。しかしながら4月からスタートする前期・後期高齢者医療制度の納付金・支援金等の支出が保険料収入の半分近くを占めるなど、健保財政を圧迫しております。当健保組合では、これまで以上に効率的な事業運営に努めてまいります。みなさまにおかれましても、健診の受診をはじめ、各種保健事業を積極的に活用することで健康に留意していただき、当健保組合の事業運営にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。



平成20年度に行う 主な保健事業

- 保健のPRに**
 - ◆機関誌「健保だより」の発行(年4回)
 - ◆保健事業予定ポスターの配布
 - ◆育児雑誌「赤ちゃん&MAMA」の配布(1年間)
 - ◆出産された被保険者・被扶養者にホームページの運用
- 病気の予防に**
 - ◆インフルエンザ等予防接種の補助
 - ◆人間ドックほか、各種健診の実施・補助
 - ◆特定健診・特定保健指導の実施
- 体力づくり**
 - ◆海の家・山の家の開設(夏期)
 - ◆プール利用補助(夏期)
 - ◆歩け歩け大会の開催(4月・10月)
- 在宅療養のお手伝い(補助)**
 - ◆介護機器・用品の購入・借用の補助
 - ◆在宅介護サービスほか、各種サービスの補助
 - ◆介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります

4月1日から

特定健診・特定保健指導が始まりました

これまでの健診は、病気の「早期発見・早期治療」に重点が置かれてきましたが、法改正に基づき本年4月から始まった特定健診は、生活習慣病のもとになるメタボリックシンドロームに着目し、病気を発症する前の段階で防ぐのが目的です。

生活習慣病の増加とともに増え続ける医療費に歯止めをかける取り組みとして、健康保険組合をはじめとする医療保険者に40～74歳の被保険者・被扶養者のみなさまに対し実施することが義務づけられました。

豊田通商健康保険組合の実施計画における達成目標

目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定めます。

① 特定健康診査の実施に係る目標

（国が示す当健保への指標：平成24年度で77.14%）

目標実施率

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
70.9%	73.6%	76.0%	78.4%	80.1%

② 特定保健指導の実施に係る目標

（国が示す当健保への指標：平成24年度で45.0%）

目標実施率

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
18.9%	23.5%	30.3%	39.5%	45.2%

③ 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を10%以上とする。

*高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとします。



まずは、健診！
健康チェック！！

被保険者（本人）のみなさまへ

お勤め先の会社で定期健康診断を必ず受けてください。

被扶養者（家族）のみなさまへ

豊通健保が案内している人間ドック、地域巡回健診（女性のみ）をご活用ください。

〈自己負担〉人間ドック 5,000円
巡回健診 2,000円

●保健指導について

本年度につきましては、徐々に始めていく予定です。

上記目標達成のために、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



平成20年
4月から

医療保険制度が変わりました

今年4月から実施となった制度改正の主なものについてお知らせします。

保険給付に関すること

小学校入学前の児童の窓口負担を3割から2割に

医療費の自己負担が2割に軽減される対象年齢が3歳未満から義務教育就学前まで引き上げられました。

70～74歳の医療費自己負担割合と自己負担限度額の見直し

70～74歳の一般の方の医療費自己負担割合が1割から2割になり、自己負担限度額も引き上げられます。ただし、高齢者の急激な負担増を懸念し、実施は1年間延期されることとなっています。

改正前	自己負担割合		自己負担限度額 世帯単位
	1割	12,000円	44,400円
改正後	自己負担割合		自己負担限度額 世帯単位
	2割	24,600円	62,100円

※多数該当の場合は44,400円



	一般の方	現役並み所得者 (高所得者)
75歳以上	56万円 (75万円)	67万円 (89万円)
70歳～74歳	62万円 (83万円)	67万円 (89万円)
69歳以下	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)

※毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った医療費の一部負担と介護サービス利用料が対象です。ただし、初年度の平成20年度は、平成20年4月～21年7月までの期間で計算し、その限度額は()内の金額となります。

保険料に関すること

特定保険料率の創設

一般保険料率を基本保険料率と特定保険料率に分けて、高齢者の支援にあてられる保険料が明確になりました。

基本保険料

加入者への医療給付、健康づくりを支援する保健事業などにあてる保険料。

特定保険料

高齢者医療の支援金や納付金などにあてるための保険料。

新しい医療制度に関すること

新しい高齢者医療制度がスタート

65～74歳を前期高齢者、75歳以上と65歳以上の寝たきり等の方を後期高齢者として新しい高齢者医療制度が創設されました。

なお、後期高齢者に該当する方は、健康保険組合から新制度へ移ることになります。

※新しい制度の創設に伴って、老人保健制度と退職者医療制度は廃止となりますが、退職者医療制度は平成26年度までの65歳未満の退職者を対象に、経過的に存続します。